

長寿園指定介護老人福祉施設運営規程

(事業の目的)

第 1 条 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム長寿園（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って施設サービスを提供するよう努める。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 特別養護老人ホーム長寿園
- 二 所在地 石川県珠洲市宝立町春日野 4 字 1 1 7 番地

(サテライト型)

- 一 名 称 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム第三長寿園
- 二 所在地 石川県珠洲市宝立町鶴飼子字 3 6 番地 4

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名
専ら施設の職務に従事する常勤の者で従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い従業者がこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- 二 医師 1 名
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 生活相談員 1 名以上
管理者の指示を受け、入所者の生活・処遇相談、生活・行動プログラムの作成、レクリエーション等の計画・指導、市町等との連携及びボランティアの指導等を行う。

- 四 介護職員 35名以上
管理者の指示を受け、入所者の日常生活の状況等の把握に努め、施設サービス計画に基づき必要な介護業務を行う。
- 五 看護職員 3名以上
管理者の指示を受け、入所者の病状、心身の状況等の把握に努め施設サービス計画に基づき必要な看護業務を行う。
- 六 管理栄養士又は栄養士 1名以上
管理者の指示を受け、入所者の病状、心身の状況等の把握に努め食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。
- 七 機能訓練指導員 2名以上
管理者の指示を受け、施設サービス計画に基づき入所者が日常生活を営む上で必要な機能の改善やその減退を防止するための訓練を行う。
- 八 介護支援専門員 1名以上
管理者の指示を受け、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱えている問題点を明らかにし入所者が自立した日常生活を営むことができるようにするための施設サービス計画の作成等を行う。
- 九 事務員 1名以上
管理者の指示を受け、必要な事務を行う。
- 十 調理員 1名以上
栄養士又は管理栄養士の指示を受け、給食業務を行う。

(入所者の定員)

第 5 条 施設の入所者の定員は、91名とする。

(定員の遵守)

第 6 条 災害その他やむを得ない事情を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

(施設サービスの内容)

第 7 条 施設で行う指定介護福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 施設サービス計画の作成
- 二 入浴
- 三 排泄
- 四 離床、着替え、静養等の日常生活上の世話
- 五 機能訓練
- 六 健康管理
- 七 相談、援助
- 八 栄養管理
- 九 口腔衛生の管理

(利用料等)

第 8 条 法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、介護保険法（以下「法」

- という。)第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の合計額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項の支払いを受ける他、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。
- 一 食費 日 1, 500円
但し、厚生労働大臣が定める負担限度額認定(利用者負担第1段階～第3段階)を受けている場合には、認定証に記載してある食費の負担限度額とする。
- 二 入所者が選定する特別な食事(厚生労働大臣が別に定める療養食を除く。)として実費相当分。
- 三 居住費
(一)個室 日 2, 060円
(二)多床室 日 915円
但し、厚生労働大臣が定める負担限度額認定(利用者負担第1段階～第3段階)を受けている場合には、認定証に記載してある居住費の負担限度額とする。
- 四 日常生活費(実費分)
医療費や理髪代等の入所者の日常生活に係る費用の実費分。
- 五 事務手数料 月 500円
前項各号に係る事務及び日常生活費支払い事務手数料。
- 4 前項各号に掲げる費用の額が係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い文書により同意を得る。
- 5 前項の場合で、費用等に変更が生じる場合についても同様の手続をとるものとする。

(要介護認定に係る援助)

- 第9条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとする。
- 2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退所に当たっての留意事項)

- 第10条 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しく

は診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。

- 2 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。
- 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第4条に定める従業者の間で協議し、定期的に検討するものとする。
- 5 施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、入所者及びその家族の希望、入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 6 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(非常災害対策)

第11条 施設の非常災害対策については、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき行う。

また、消防法第8条に規定する防火管理者を置き次のとおり万全を期す。

- 一 防火管理者にその有資格者を充て、火元責任者には担当職員を充てる。
- 二 自主検査は、火災・危険の排除を主眼とした簡易な検査を始業時終業時に行う。
- 三 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼するものとし、点検にあつては防火管理者が立ち会う。
- 四 非常災害用設備は、常に有効に保持するよう努めるとともに法令に定められた基準に適合するように努める。
- 五 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊の編成により、任務の遂行に当たる。

また、地域住民及びボランティア組織等とも日常の連携を蜜にし緊急時の応援、協力体制を確保する。

六 防火管理者は、次のとおり従業者に対して防火教育及び消防訓練を実施する。

- (一) 年10回以上の防火教育及び消火、通報、避難のための基本訓練
- (二) 年10回以上の利用者を含めた総合訓練
- (三) 随時、非常災害用設備の使用方法の徹底

七 その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制を採る。

(衛生管理等)

第 12 条 入所者の使用する食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回程度、定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 施設において従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 第一号から第三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

第 13 条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるための協力病院及び協力歯科医療機関は次のとおりとする。

(協力医療機関)

一 名 称 珠洲市総合病院

二 所在地 石川県珠洲市野々江町ユ部 1 - 1

(協力歯科医療機関)

一 名 称 中浜歯科医院

二 所在地 石川県珠洲市宝立町鶴飼 2 - 4 8

一 名 称 たかせ歯科医院

二 所在地 石川県珠洲市宝立町金峰寺末 3 2 - 1

2 施設は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応につ

いて協議を行うものとする。

- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での指定介護福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

第15条 施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受けるための窓口を次のとおり設置し、苦情を受けた場合その内容を記録する。

- 一 窓 口 特別養護老人ホーム長寿園
- 二 担当者 生活相談員

- 2 施設サービスに関し、法第23条の規定による市町が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は市町職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに市町からの指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 苦情処理に関しては、別に定める「長寿会利用者苦情処理委員会運営規程」による。
- 4 施設は、市町の求めがあった場合、前項の改善内容を報告する。
- 5 施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行い、求めがあった場合は報告する。

(地域との連携等)

第16条 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図らなければならない。

- 2 施設は、その運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町が派遣する者が相談及び援助を行う事業その市町が実施する事業に協力するように努める。

(緊急時等における対応方法)

第17条 介護職員等は、施設サービスを実施中に、利用者の病状に急

変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条の2 施設サービスの提供により事故が発生した場合は市町、入所者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、その処置を記録する。

2 施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

3 事故が発生又は再発することを防止するため、次の措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事故が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための定期的な研修の実施

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体拘束)

第19条 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を

- 図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するものとする。
- 3 施設は、定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第21条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的 to 開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を就業規則に定め周知するものとする。
- 4 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、指定介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービス完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長寿会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

この規程は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 元年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

但し、第18条及び第19条、第20条については、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。